

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、お茶の生産者である農家の皆様と緊密に連携し、品質向上や持続可能な生産体制の構築に向けて共に取り組みます。また、販売計画や需要予測の共有を通じて、過剰在庫や廃棄ロスの削減を図り、安定した取引関係の継続を目指します。さらに、地域ブランドや商品の共同開発など、規模や系列を超えた新たな価値創造に向けた連携を進め、サプライチェーン全体の競争力強化と共存共栄を実現します。

b. 専門人材マッチング

当社は、お茶農家と小売業が連携して持続可能な成長を実現するため、商品開発、マーケティング、IT 活用、輸出支援等の分野において、外部専門人材の知見を積極的に活用します。特に、地域資源を生かしたブランド構築や販路拡大に向けて、農業・流通・販売の各段階で必要な専門人材とのマッチングを推進し、双方の課題解決と価値創出を図ります。

c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、サプライチェーンに関わるすべての従業員の心身の健康が、持続可能な事業活動の基盤であると認識し、健康経営に取り組みます。お茶農家や流通・販売に携わる関係者と協力し、適切な労働環境の整備や作業負荷の軽減、健康意識の向上を図るとともに、地元茶葉を活用した健康促進商品の開発や職場での健康づくり活動（例：お茶の試飲習慣促進、リラックス空間の整備など）を通じて、従業員の健康維持に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和7年5月4日

小松農園

企業名

代表 小松優佑

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。